

# 個 別 間 接 稅

課税対象別の主な個別間接税の概要

1 現 行

[平成15年7月1日現在]

	課税対象	税 目	課税主体	税 率	税 収 (平成15年度予算・ 地方財政計画額等)
物  品	酒類	酒税	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビール 222,000円/kl</li> <li>・ 清酒(アルコール分15度) 140,500円/kl</li> <li>・ しょうちゅう(アルコール分25度) 248,100円/kl</li> <li>・ 果実酒 70,472円/kl</li> </ul>	17,330 億円
	たばこ	たばこ税・ たばこ特別税	国	3,126円/千本 820円/千本	9,170 2,463
		道府県たばこ税 市町村たばこ税	道府県 市町村	969円/千本 2,977円/千本	2,828 8,689
	原油、揮発油、 軽油等	石油石炭税	国	・ 原油 2,040円/kl	4,500
		揮発油税・ 地方道路税	国	48,600円/kl 5,200円/kl	28,363 3,035
		軽油引取税	道府県	32,100円/kl	11,283
サ ー ビ ス	ゴルフ場の利用	ゴルフ場利用税	道府県	800円/人・日	660
	鉱泉浴場の入湯	入湯税	市町村	150円/人・日	266
	東京都内のホテル 又は旅館の宿泊	宿泊税(注)	東京都	100円又は200円/人・泊	15

(注) 宿泊税は、東京都の観光振興費に充てるための法定外目的税である。

2 消費税導入時に廃止等されたもの

	課税対象	税目	課税主体	税率	税収 (昭和63年度 決算額)
物  品	一定の奢侈品	物品税	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴルフ用具 30%</li> <li>・ 貴石・真珠・毛皮製品 15%</li> <li>・ パチンコ機・ハンドバッグ 20%</li> <li>・ 普通乗用自動車 23%</li> <li>・ 電気製品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、クーラー等) 10~20% 等</li> </ul>	億円 20,431
	砂糖	砂糖消費税	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白砂糖 16円/kg</li> <li>・ 角砂糖 25.5円/kg</li> </ul>	394
	トランプ等	トランプ類税	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トランプ・花札 40円/組</li> <li>・ 麻雀(象牙) 8,000円/組</li> </ul>	4
	電気	電気税	市町村	5%	4,897
	ガス	ガス税	市町村	2%	90
	木材	木材引取税	市町村	2%	18
サ  ビ  ス	電車、バス、航空機等の利用	通行税	国	10%	894
	映画館、競輪場、競馬場等への入場	入場税	国	10%	80
	娯楽施設の利用	娯楽施設利用税 (注1)	道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴルフ場 1,100円/人・日</li> <li>・ パチンコ場 280円/台・月</li> <li>・ 麻雀場 830円/卓・月</li> <li>・ ビリヤード場 1,300円/台・月</li> </ul>	1,335
	飲食店、旅館等における飲食、宿泊	料理飲食等消費税 (注2)	道府県	10%	6,084
特別地方消費税 (注3)		道府県	3%	(平成11年度) 1,040	

(注1) 娯楽施設利用税は、平成元年度の消費税導入に伴い、ゴルフ場利用税に改組された。  
(注2) 料理飲食等消費税は、平成元年度の消費税導入に伴い、特別地方消費税に改組された。  
(注3) 特別地方消費税は、平成9年度の地方消費税導入に伴い、平成12年度より廃止された。